

三芳町みどり共生産業ゾーン及び 町道幹線3号線沿道緑化指針

1. 趣旨

この方針は、三芳町みどり共生産業ゾーンおよび町道幹線3号線沿道（以下「区域内」という。）における無秩序な開発を防止するとともに、沿道緑化による良好で快適な都市景観の形成を図ることを目的としている。

2. 用語の定義

沿道緑化・・・敷地境界線のうち道路に接する部分に対し、樹木による植栽をすること。

開発行為等・・・「開発行為等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下同じ）第4条12項に規定する主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更
- イ 更地及び用途変更の建築行為
- ウ 駐車場、資材置場及び菜園分譲等の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更

3. 緑化基準の遵守

区域内での開発行為等について「都市計画法」、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」及び「三芳町開発行為等指導要綱」に定める緑化基準を遵守するとともに、以下に掲げる基準も遵守するよう努めるものとする。

- (1) 緑化を行う場所は、沿道緑化を最優先とする。
- (2) 沿道緑化を要する延長は、接道部の長さから出入口の長さを控除した長さとする。
- (3) 沿道緑化に用いる樹木は、成木2メートル以上のものとし、建築物の目隠しとなるよう配慮した沿道景観を形成する。
- (4) 沿道緑化には別表1の推奨樹木を参考に植樹し、高・中・低木を組み合わせた魅力ある緑地景観となるよう工夫をするものとする。
- (5) 既存の建築物、駐車場、資材置き場等に対しても、出来る限りの沿道緑化を図り修景するものとする。
- (6) 建築物に付随する施設の設備類は、通りから見て目立たないように植栽して覆うなど工夫をするものとする。
- (7) 植栽の維持管理は事業者及び土地所有者等の責任において適正に維持管理するものとする。
- (8) 周辺住宅地や用途の異なる施設との境界部では、できる限り空間を確保して緑化を施すなどお互いの施設の調和に配慮するものとする。

別表1 推奨樹木

常緑広葉樹	高・中木	アラカシ・ウバメカシ・クスノキ・クロガネモチ・シラカシ・シロダモ・スタジイ・マテバシイ・モチノキ・ヤブツバキ等
	低木	アオキ・アセビ・イヌツゲ・カクレミノ・サカキ・シャリンバイ・ジンチョウゲ・ツツジ類・チャノキ・トベラ・ナンテン・ヒサカキ・ビヨウヤナギ 等

(注1) 選定にあたっては、市民の生活や農産業、周辺の自然生態(特定外来種防除を含む)等への影響に十分配慮して下さい。

(注2) なお、本指針は平成27年9月1日より運用開始とする。

(注3) 令和2年6月18日一部改正。

お問い合わせ
 三芳町 環境課 自然環境担当
 〒354-8555 入間郡三芳町藤久保 1100-1
 Tel:049-258-0019(内線218) fax:049-274-1013
 E-mail : kankyo@town.saitama-miyoshi.lg.jp

